

家畜商講習会の開催について（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和2年10月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時

令和2年12月8日及び9日 午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館別館 ゆきつばき

2 講習の内容及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、獣医師の免許を有している者は(2)及び(3)を、家畜人工授精師の免許を有している者は(2)及び(3)の家畜の悪癖、機能障害の受講を、本人の希望があれば免除する。

3 受講手続

家畜商講習会受講申込書に3,400円相当額の新潟県収入証紙及び写真（縦6センチメートル、横5センチメートル程度のもの）を貼り、10月15日から11月13日までの間に県農林水産部食品・流通課又は県地域振興局農林水産（農業）振興部へ提出すること。

なお、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許を有し、講習の特例措置を受けようとする者は、その免許証の写しを添えた講習の特例措置適用申請書を提出すること。

4 受講資格

家畜の取引の業務に従事しようとする者

5 その他

(1) 受講者は、講習会当日に次のものを持参すること。

・筆記用具及びノート

・講習会テキスト （株）ぎょうせい発行の「最新版 家畜取引の知識」（価格3,562円（消費税込み））

なお、希望者にはテキストをあっせんする。

(2) 今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、会場変更、講習会の中止をする場合がある。

講習会を中止とした場合、所定の手続きにより受講手数料を返還する。

(3) 受講者は、講習会当日マスクを着用すること。また、以下に該当する者は講習会の受講を見合せること。

－ 来場前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（又は平熱比1度超過）

－ 息苦しさ、強いだるさ、軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある場合

－ 新型コロナウイルス感染症陽性者（疑い含む。）と濃厚接触した者

－ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接觸がある場合

(3) 詳細については新潟県ホームページで公開するほか、新潟県農林水産部食品・流通課市場係（電話025-280-5304）に問い合わせること。